

令和2年12月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年12月教育委員会定例会議

日 時 令和2年12月24日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階多目的ホール

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
教育総務課主事	青 山 裕 也
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
文化財係長	岩 渕 竜 也

傍 聴 者 なし

---

議事日程

- ・ 令和2年11月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第38号 令和2年度美里町議会12月会議について

- 第 4 報告第 39 号 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
- 第 5 報告第 40 号 区域外就学について
- 第 6 報告第 41 号 指定校の変更について
- 第 7 報告第 42 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（11月分）について
- 第 8 報告第 43 号 基礎学力向上等について
- 第 9 報告第 44 号 後藤家文書整理解読事業について

- ・ 審議事項

- 第 10 議案第 19 号 学校医の委嘱について
- 第 11 議案第 20 号 美里町学校給食調理施設運営規則の一部改正について
- 第 12 議案第 21 号 令和 3 年度美里町立幼稚園入園児の決定について

- ・ 協議事項

- 第 13 令和 2 年度美里町小・中学校各単位 P T A の質問への回答について
- 第 14 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について
- 第 15 意見交換会の開催に向けての提案について

- ・ その他

- 行事予定等について

- 美里町教育委員会委員の研修について

- 新中学校アイデアコンテストの開催について

- 美里町教育振興基本計画の策定について

- 令和 3 年 1 月教育委員会定例会の開催日について

#### 追加議事日程

- ・ 協議事項

- 第 1 美里町新中学校整備等事業（仮称）について

- ・ 閉会

---

## 本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年11月教育委員会定例会議事録の承認

### 第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

### 第 2 教育長報告

### 第 3 報告第38号 令和2年度美里町議会12月会議について

### 第 4 報告第39号 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

### 第 8 報告第43号 基礎学力向上等について

### 第 9 報告第44号 後藤家文書整理解読事業について

- ・ 審議事項

### 第10 議案第19号 学校医の委嘱について

### 第11 議案第20号 美里町学校給食調理施設運営規則の一部改正について

### 第12 議案第21号 令和3年度美里町立幼稚園入園児の決定について

- ・ 協議事項

### 第13 令和2年度美里町小・中学校各単位PTAの質問への回答について

### 第14 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

### 第15 意見交換会の開催に向けての提案について

- ・ その他

行事予定等について

美里町教育委員会委員の研修について

新中学校アイデアコンテストの開催について

美里町教育振興基本計画の策定について

令和3年1月教育委員会定例会の開催日について

## 【追加で会議に付した事件】

- ・ 協議事項

### 第 1 美里町新中学校整備等事業（仮称）について

## 【以下、秘密会扱い】

### 第 5 報告第40号 区域外就学について

### 第 6 報告第41号 指定校の変更について

### 第 7 報告第42号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（11月分）について

---

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さんこんにちは。

もう令和2年も12月となってしまいました。おかげさまで昨日、幼稚園・小学校・中学校全てが終業式を迎えまして、滞りなく儀式は迎えられたということでございます。今日から冬休みになっているところでございますが、学校から保護者の皆さんへ新型コロナウイルス感染症対策の注意喚起などもさせていただいておりますので、後ほど新型コロナウイルス感染症の部分につきましての報告もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員会の皆様方にはお話ししたいところがあるんですが、会議をスピーディーにやるというのが、今年初めから会議開催のルールということで定められていました。挨拶は割愛するように、そして時間は1時間半以内で収めること、そういったことが県のルールとして決まっているわけなんですけど、こちらのほうも同じようなやり方をしていかななくてはならないだろうというふうに思っているところでございます。

どうぞ、今日は案件も多いわけですが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから令和2年12月教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長、それから教育総務課長補佐、教育総務課主事、並びに学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席をさせていただいております。また、一部の事項におきまして教育総務課職員が入室させていただくことをお許しいただきたいと思ひます。

それでは、会議を行います。

まず、令和2年11月教育委員会定例会議事録の承認についてでございます。既に、委員の皆様方にはお目通しいただいたと思ひます。いろいろと修正箇所があれば、事務局のほうに申出をいただく、そういった状況の中で承認をいただいでいくということでございますが、皆様方からこの場で何かご意見ございませんでしょうか。

なければ、その部分を事務局のほうに申出をいただきまして、議事録の承認という形を取らせていただきたいと思ひんですが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、11月の教育委員会定例会の議事録の承認についていただいたということで、訂正箇所があれば事務局のほうに申出をいただきたいと思ひます。事務局は速やかに公開手続きのほうをお願ひします。

---

## 日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名をいたします。今回の議事録の署名委員は、3番委員さんであります留守委員、4番委員さんであります大森委員にお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

---

## 報告事項

### 日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2教育長報告でございます。

別紙のほうに、教育長報告の資料を添付させていただいておりますが、既に委員の皆様方にはお目通しをいただいたのではないかなというふうに思います。

それで、部分的に説明を加えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず表紙のほうの部分でございますが、この部分の一番下のその他のところにあります、1つ目は毎年仕事納めの式を12月28日に行っておりましたが、これは中止するということになりました。

また1月4日の辞令交付式、それから仕事始めの式、もう一つは開庁記念なんですね、本来であれば。これを実施するということでございますが、今日連絡がありまして課長補佐以上の出席というふうに絞られての部分になるようでございます。

もう一つ、消防団の出初式ですが、ここには「中止の方向で消防団と協議」というふうになっておりますが、昨日連絡が入りまして「中止する」というふうな連絡が入ってございます。

もう一つ、大きな式典であります成人式であります、いろいろと新聞を見ておられますと延期をしたり、予定どおりであっても2分割したりとか、いろいろなやり方をしているようでございますが、日曜日に実行委員会の皆様がお集まりしていろいろと協議をされたそうです。結

果的には、予定どおり行うということでございます。ただし今後、宮城県内で、国もそうなんですが非常事態宣言が発令された場合は見合わせる、もしくは延期する、そういったことを再度協議していくというふうなことになるそうです。仙台市のほうで行っている部分に、同調していくというふうな考え方だということでございます。既に女性の皆さんは着物の注文とか、いろいろされているようでございますので、実施するというところでございます。

それから5番目・6番目については、言うまでもなくこのようなことを慎んでといいますか自粛してということのようでございます。

それから、ページを開いていただきまして、1ページの一番下でございます。北部教育事務所管内の教育長連絡会の部分であります、3つほど書いてあります。1つ目は、中学校の総合体育大会の在り方の検討を始めていこうということでございます。これは、将来においては遠田郡で2校という中学校の大会になってしまいますし、宮城県の部分についてもそれぞれ地区単位の学校数がいろいろと変動しております。したがって、教育長連絡会の中でもこの行い方・区域分け、そういったものを再度協議してまいろうというふうな申し合わせをしたところでございました。今後、協議に入るということでございます。

2つ目ですが、大崎けやき教室の今後の在り方検討については、ご存知のように大崎の中央公民館の脇、あそこは会館の脇に中央公民館がありますが、その中に大崎けやき教室を開設しているわけなんですけれども、そのほかに各市町村では美里町もそうなんですけれども、こういったけやき教室の分室として本町の場合だとはなみずき教室を行っておりますが、そういった取組をどこの市町村でも行っているわけです。そういうことからすると、大崎1本で今動かしているけやき教室の在り方も、やめるとかそういうことではなくて再構築していこうということで、これも検討を始めるということになりました。

それから、大きい(3)番目の冬期休業中における学校閉庁でございますが、これは学校の子供たちは昨日で一応終わったわけです。しかし、先生方は28日まで勤務という状況になりますが、いろいろと新型コロナの関係もあって28日は休める人は休んでいただきたい。そういったことで、できるだけ長期的な休暇を取れるような形を取ってほしいという、北部教育事務所管内の教育長連絡会で申し合わせをさせていただきました。ただ、一方的に休もうということではなくて、本人が休む場合は年次有給休暇の取得をして休んでもらうということになりますから、「休んでください、その分の補償はしますから」という部分も取組にはないんですね。でも、そういった取組をできるだけやってほしいというふうな話し合いでございました。

本町においては、28日月曜日ですが聞いたところでは校長・教頭先生以外、それ以外の先生

方はお休みになるようでございます。ただし、中学校の先生方は進路指導の関係とかあるので、どうしても来る先生もいらっしゃるようでございますが、これは必ず休んでくださいということではなくて、そういう部分を考えてくださいというお願いでございますので、強制的なものではないということでございます。

さて、それからページをめくっていただきまして、「所長－２３」というふうに下のほうに書いていますページ数のところですね。「所長－２３」という部分については、高等学校の入学選抜に関わる関係がここに記されています。中間から下の部分で、一次募集に出願した方たちの本試験の日とかですね。そういった部分を書いてありますけれども、１２月１８日の県の教育委員会定例会で正式決定したということで、このとおりであるということの確認をしてきたところでございます。

それから、またページを二、三ページめくっていただきまして、「学事班長－２」というところがあります。「学事班長－２」の一番上でございますが、３の調整会議というふうに書かれております。これは、人事異動の調整会議ということで、遠田郡美里町は１月２６日の９時から行うということにしております。２回目も日程が決められておりますので、２月１８日が第２回目の調整会議と予定されております。そこで、情報交換会が２月１２日にあるわけでございますが、この２月１２日から２月１８日までの間には教育委員会臨時会をしなければならないというふうに考えております。これは、教職員の管理職の内申を確認しなければならないという、教育委員会の権限に基づくものでございますので、どうしても臨時会が必要ということになっております。日程等については、委員の皆様方と相談しながら決めさせていただきたいと思っております。

それから、大事なところがいっぱいあるんですが、またページをめくっていただいて「指導班長－１」というところを一枚めくっていただいて、この下のほうに（３）番目の新学習指導要領の実施についてというところがあります。①には、「新しい評価について」というふうにあります。学習指導要領の改定によりまして今まで評価の観点４項目だったものが、今度は３項目に観点が絞られてきております。それぞれの学校で、ばらばらな評価の在り方では好ましくないというふうな意見も当然あるわけございまして、適正な評価につながるように今後先生方とも協議を重ねていく必要があるという認識を示したということで、これは教育事務所の指導班長から出されたものであります。常に校長会議の中でもそういった議論がなされておりますので、ちゃんとした評価をさせていただきたいなというふうに思っております。

以下、資料の部分についてはお目通しいただいたものということで、ご報告の部分について

は以上でございます。

何か、皆さんからご質問ございますでしょうか。特になければ、報告済みということにさせていただきますたいと思います。ありがとうございます。

---

日程 第3 報告第31号 令和2年度美里町議会12月会議について

○教育長（大友義孝） それでは次に、日程第3に移ります。日程第3報告第38号 令和2年度美里町議会12月会議について行います。

では事務局、教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。

私のほうから、12月会議のご報告をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。事前にお配りしている資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、会議の議事日程をお付けしております、開催されたのが12月8日・9日・10日と3日間開催されたというところがございます。それで4枚目ですね、令和2年度美里町議会12月会議一般質問の順序と書いてある資料、一般質問は5人の議員の方からそれぞれここにあるような一般質問をいただいているというところがございます、その裏面からずっとそれぞれの議員の質問をどういうものがあつたかということで、教育委員会部局以外の部分も含めて添付させていただいているというところがございます。

その先、ちょっとページを振ってなくて恐縮なのですが、令和2年度美里町議会12月会議一般質問の順序（発言順）というものがございます。これは、そういう発言順序で一般質問をいただきまして、その次のページですね。下に22ページと振ってありますけれども、手島牧世議員から、これは教育委員会に関わる部分で教育長が答弁した部分ということで、全体ではなくて教育委員会に関する部分ということで、今回資料をお出ししているというところがございます、手島議員からは運動部活動の関係、そういうものにつきまして国のスポーツ庁のガイドラインが示されていると。そういうところからのご質問をいただいでいて、これは部活動の地域移行につきましていろいろとご質問をいただいたというところと。

あと24ページでございます。これも関連なのですが障害者の運動部活動、これはどのような状態になっているんだ、町の考えはどうだというようなところで質問をいただいでおりまし

て、現在部活動については十分行える状態ではないというようなどころでお話しをしているところがございます。

続きまして55ページ、福田淑子議員から質問をいただいております、令和6年度の推計生徒数、これは新中学校の関係ですね。「571人とあるが、令和7年度の推計生徒数は何人と見込んでいるのでしょうか」というところと、「廃校後の年間維持管理費は、スクールバスを含んでどれくらい見込まれるんだ。開校前との比較はどうですか」というようなどころで質問をいただいております、ここに書いているように令和7年度の推計につきましては575人。あとは、開校後の年間維持費につきましては1億6,600万円程度と、現在の維持管理費に比べ9,400万円程度増加するという想定だということと答弁をしているところがございます。

続きまして、ちょっとページ数が逆になっていますが54ということで、これは新型コロナウイルス感染症対策ということで福田淑子議員からいただいております。これにつきましては、「密なクラスがあるというようなどころで、それについてはクラスター等の発生も懸念されるので、解消すべきだが」ということとご質問をいただいております。それに対しましては、現在文部科学省で出している衛生管理マニュアル、これに基づいての対応だということとお話しをしております、あとは校長会議で情報共有をしながら必要に応じて教育委員会の場で報告、あとは協議というようなどころを行うことにしておりますというような回答をさせていただいているところがございます。

続きまして、番号が61ということで下に振っておりますけれども、柳田政喜議員の関連ということで、まず「抗菌・殺菌フィルムというものを使っているか」ということで、今市販でシート状になっているものであったり、あとはいろいろな形のそういうフィルムとかテープ、こういうものが出ておりますけれどもどうだということ、それについては「現在使用しておりません」ということとご答えしております。

あとは「自動センサー水洗蛇口、これの検討はしているのか」ということで、これにつきましては「検討を行っている」と、これは事務局のほうで行っているということとございまして、専門業者に相談したところ既に確保が難しいということから、補助金の活用なども含めて総合的に判断して、今年度の設置は見送ると。今後いろいろな部分、「設置費、維持管理費、補助金等含めて検討してまいります」というふうな回答をしているところとございます。

続きまして、「コロナ禍で子供たち・教職員へのメンタルケアは十分に行われているか」という質問につきましては、62ページでございますけれども、それぞれ体制を整えて相談をお

受けしているというようなところで、「今後も状況を十分に注視して、対応を行うよう努めてまいらる」ということでお答えをしているところでございます。

続きまして、令和2年度美里町12月会議議案ということで、資料をおつけしております。令和2年11月30日提出ということですね。

次、1枚めくっていただきますと目次がありまして、このようなものにつきまして今回議会のほうで審議いただいたというようなところでございます。それで、今回審議した部分の資料をつけさせていただいておるというようなところでございます。ただ、予算関係の部分につきましては、前回の教育委員会の定例会で説明をさせていただいて、同じ資料になりますので今回はおつけしておりません。予算につきましては、原案どおり可決いただいたと。これは一般会計の補正予算でございますけれども、原案どおり可決いただいたというようなところでございます。

それで、この資料の19ページでございます。下のほうにページ数を振っておりますけれども、19ページ教育委員会からの部分ということで、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例ということで、先般教育委員会でもお話しいただきましたけれども、子供たちの給食の栄養量をしっかりと充足するために値上げをせざるを得ないということで決めまして、それに伴って年間の給食費の上限額を改定するというので、今回条例を提案させていただきました。

これの中で、いろいろとご質問をいただいているところがございます。どのようなことかと言いますと、以前議会のほうで給食費の助成の関係で視察をした上で、教育委員会に対して提言をいただいているというようなところがございます。それで、「そういう提言をしたんだけど、その関係については今回の改定に当たって議論はなかったのか」というようなご質問をいただきまして、「それについては、議論が今回についてはありませんでした」ということで回答させていただいたところ、「いや、そういうものも踏まえて検討すべきことではないか」というようなお話をいただきまして、答弁としてお話しさせていただいたのは、まずは栄養士会で栄養量を満たすために必要な量ですね、それぞれの品目につきましてその量を決めていただいて、必要な給食費というものを今回お出しいただいたんだと、栄養量を満たすためにですね。そして、まずはそれを決めるということを今回はさせていただいたというようなことで、その給食費に対する援助・補助というものはまたそれを基に考えるべきではないかというようなところで、お話しをしているというところでございます。

あと、その中で町長のほうからも、「コロナ禍でこういう中で値上げせざるを得ないという

ところもあるんですが、やはり補助・援助については考えていくべきではないか」「検討すべきである」というようなお話もありましたので、今後の教育委員会でもこの件についてはご協議いただきながら、あとは町長と調整をしながら考えていくということになると思いますので、その辺もお含みいただければというふうに思っているところでございます。

あと大きいところでいきますと、ページ数で振ってありますもので143ページということで、議案第68号ということで第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の策定についてということで、これは町長部局のほうからでございますが、総合計画・総合戦略の基本構想の部分につきまして、この次のページからですね。144ページから基本構想ということで添付をさせていただいておりますけれども、144から148ページまでですね。この基本構想の部分について議決をいただいたということでございまして、これに基づく計画ということで令和3年度から取り組まれるというようなところになるというところでございます。

この策定に当たりましては、委員の皆様のご意見もいただきながらということで、内容の確認をしていただきながらということで策定させていただいたというようなところであると思います。教育委員会としては、今後教育振興基本計画について進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） 今、報告をいただきました。

どうぞ、委員の皆さんからご質問等ございましたら、受けたいと思いますが。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 2つあります。

1つは、福田議員の質問の「開校後の年間維持管理費について」ですけれども、これ一応1億6,600万円程度となっておりますけれども、この内訳はどういうふうになっているのか。それから維持管理という定義、維持管理っていうのはどういうことをいうのか、併せて1つ。

もう1つはそれ済んでから、給食費についての補助の件です。それについて、後で質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） まず、先に1つ目、いいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。

この内訳でございますけれども、これは学校を維持管理していく際、運営も含めてでございますけれども人件費、あとはもろもろ燃料費とか光熱費、あと消耗品費、あとはそれぞれの維持管理業務の費用もろもろですね。あとは、給食にかかる費用ですね。負担いただいている以

外の費用になりますけれども、その際ですね。そういうものも全てひっくるめて、今回出しております。なので、全て漏れなく拾い込みをすると1億6,600万円というようなところで、管理運営していく際の全ての費用ということで今回お出ししております。

それで資料につきましては、過去3か年間の部分を全部項目立てしまして、その平均を取ってそれで算出をしているというところでございます、その資料につきましてはしっかりと調整しておりますので、必要であれば提供はできますので、一応そういう形で今回お出ししたということでございます。

あと、維持管理費の定義ということでございますけれども、ちょっと私も詳しく調べておりませんが、いろいろ考え方があってはいないか。先ほど言ったように、人件費は例えば別に算出する場合がありますし、例えば分野ごとに施設管理費とか、そういうふうに分けて事業立てしている場合もございます、ちょっと定義は明確に私もここで答えすることもなかなかできないところはあるんですが、ちょっとここはしっかり整理させていただきたいなというふうに思っております。

○教育長（大友義孝） ちょっと休憩します。

休憩 午後1時58分

---

再開 午後2時03分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

もう1つありましたね、総額の中身でしたでしょうか。この件については、まだ回答していないですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 取りあえず、維持管理費の定義ということで今回算出したものは、従来の経費をベースに想定をしたというところです。

それで、当然3校を1校にするので、例えば人件費で業務員さんが3人いるのが1人になるとか、1校にすることによって人件費がある程度下回るという部分で考えておまして、あとその他の費用につきまして光熱水費についてもやはり省エネに配慮したものとか新しいものを入れますので、そういう部分についてもある程度下がるであろうというような想定をさせていただいております、あと今回30人未満学級を想定しておるんですけれども、今回まずその導入の仕方というか、導入するという話なのですが、その教師の人件費をどういう形で見込む

かと。例えば正職員なのか、例えば非常勤という形で会計年度的な職員での対応が可能なのか。こういう部分は財政との調整にもなりますし、今回そこまでちょっとなかなか間に合わなかったもので、30人未満学級に関する費用、これは必要になるということなのですが、その部分については今回計上していないということになります。今後検討してその部分もしっかり入れ込んでいく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○教育長（大友義孝） 委員さん、いいですか。

○委員（後藤眞琴） その30人未満学級については、これからきちんとどういう形でやるかを教育委員会で協議して、どのくらいの経費かかるのかも含めてちゃんと考えていかなきゃならない問題でないかと思います。

○教育長（大友義孝） 後藤委員から今言われたのは、全くそのとおりでございまして、文部科学省も35人学級という部分が、5年間かけてこれから実行されるということは、県に配分される地方交付税の額なんかも基準財政が変わってくると思うんです。ですから、そういったことがどのようになっているのか、表現したわけでございますので、中身はこちらとしてまだ何もないので、それらを手入れしながら方法を探っていかなければならないというふうになります。

ですから、今次長が言いましたように正規の職員なのか、会計年度任用職員なのか、それとも教科は何なのか、そうした部分も全部含めて国から示された補助金の額とかを全部網羅しながら検討しなきゃいけないということでございますので、資料が集まるのを待たないで協議しなきゃいけない部分もありますから、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点いただいていたんですね。

○委員（後藤眞琴） もう1点は、給食費についての補助なんですけれども、これ今回のこの給食費の値上げに関しては、教育次長から説明あったとおりでと思うんですけれども、この給食費についての補助については前に僕が委員長を引き受けていたときに、そういう群馬県の太田市だとかもう1つ視察に行って、こういうことで町が全額補助しているところあるけれども、美里町はどうなんだというような質問を受けたときに教育委員会では、僕のこれあくまでも記憶です、みんなで協議しまして美里町では一律全生徒に補助しなくてもいいんでないかと。それよりも、国が決めた基準よりも少し所得がこれまで、それよりもちょっと上にするような形で補助、そういう形を考えてもいいんでないかというふうな話し合いがあったかと思うんです。そこで、「そういうことをする必要があるのではないか」という話になって、そこで終わったままになっていて、その話は教育委員会でその後してないと思うんですよね。

そうすると、先ほどの教育次長さんの説明では、これからそれを教育委員会で検討していかなければならないんだということによろしいわけですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 全くそのとおりでございますが、ちょっと私のほうでもその点を把握していなくて、議会で答弁してしまったのですが、やはりちゃんと経緯とかそういうものをちゃんと確認した上で、教育委員会の中でもしっかりとそれについて、大分期間が開いているというところもあると思いますので、再度仕切り直しとかしっかりと検討して、あとは当然教育委員会だけでできることではないので、前の回答でもそのように書かれているのですが、町長部局としっかりと調整しながら対応してまいるといことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） よろしいでしょうか。

今の話については、教育委員会で「こうしてほしいんだ」というものは財政が伴う部分ですので、そういったことのために総合教育会議があるんだらうというふうに思っておりますから、そっちのほうになるかどうかは今後詰めてまいりたいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

そのほかございませんでしょうか、議会に関係するものということで。もしなければ、次に移らせていただきたいと思います。

---

日程 第4 報告第39号 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第4にまいります。

日程第4、報告第39号 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について報告をさせていただきます。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まずお手元の資料でございます。令和2年12月22日付けの、小中学校長宛に教育総務課長名で通知を出しているものでございます。

これは、児童生徒の出席及び教職員の出勤の取扱いについてということで、これにつきましてはこれまでも対応してきているところなんですけど、いろいろなケースが出てきているということもございまして、それを整理したものをご提供したというようなところでございます。

めくっていただくと、1つは本人のケース、児童・生徒・教職員。あと、その下が家族のケース、これは同居の家族ですね。同居の家族の場合のケースということで、こういう場合はこういう形でというふうなことをお示ししてご通知しているというようなところでございます。

それと、もう一つがその同日でございます。3枚目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策としての、これは臨時休業ですね。どういう場合は臨時休業になるかというところで、それについてご通知したものでございます。

現在の基準というか、前にお示ししている基準ですと、感染者が出てから臨時休業にするというようなところで、それぞれの学校に通知をしている。これは、保護者にも通知しているというところでございますが、今般北浦小学校で新型コロナウイルス感染症患者が出たということなんでございますが、今回は対策本部のほうでまずは父親がPCR検査の結果陽性だったといった時点で、その子供である児童が濃厚接触者になったということで、その時点で今回は臨時休業の措置を取らせていただいたということなので、濃厚接触者の時点で今回措置を取らせていただいたと。これは家族なんで、それである程度症状もあるということもありまして、早めに対応したほうがいいということでございまして、早めの措置を取らせていただいたという経過から、やはりこういうケースもあるということで、今回そういう濃厚接触者の時点でも状況に応じて臨時休業にするということを各学校に通知して、あと保護者にもその旨通知してくださいということで、恐らくもう既にそれが通知されたというところだと思います。

それで、一番最後にこの臨時休業フロー図ということで書いてございますが、これは①が感染した場合、これは即刻臨時休業になる。

②番目といたしましては、濃厚接触者に認定された場合につきましては、先ほど言ったように学校設置者・町ということで、対策本部でお話するような形になるのですが、状況・経緯を確認した上で判断する。必要があれば、臨時休業の措置を取るというところでございます。

あと③つ目が、発熱等によりPCR検査を受ける場合。濃厚接触者とかではなくて、発熱等により受ける場合につきましては、これはまだ分からないのでPCR検査をしていただいた上で、陽性になればその時点で臨時休業ということで考えておるところでございます。それで臨時休業に入りまして、濃厚接触者もPCR検査というのをやりますので、関係者の。児童生徒なりあとは教職員なり、その結果でもし陽性者が出た場合、またこれも臨時休業の継続を保健所の指示に基づいて対応していくというようなところで対応ということで、この2つについて学校に通知をさせていただいているというところでございまして、ご報告というふうなところでございます。

あともう1つが、先ほどもお話ししましたけれども、北浦小学校において臨時休業の措置を取らせていただいて対応してきたというところでございます。教育委員会の事務局のほうから、皆様にはある程度逐次というか、時点時点でご報告をしておりますので、細かい部分は割愛させていただきたいなというふうに思いますが、15日から18日まで臨時休業させていただいて、その間学校の消毒、あとは関係者のPCR検査ということで、今回の場合は全員陰性ということで、一安心というところだったのですが、濃厚接触者につきましては昨日まで、23日まで経過観察ということでお休みということで措置させていただいているというようところでございます。

それで、臨時休業中の教職員の勤務につきましてでございますが、今回は在宅勤務というような取扱いをさせていただきまして、その分の手当につきましては在宅勤務ですので、通常勤務と同じような形で賃金につきましてはお支払いをさせていただくというような措置を、これは総務課と調整の上でそのような措置を取らせていただくということで、進めさせていただくというようところでございますので、ご報告というところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 臨時休業の文書の中に、保護者さんに出した文書、この分も皆さんについていますので。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、これちょっと漏れているので、これお持ちします。

○教育長（大友義孝） それを委員の皆さんに差し上げてください。

それでは、報告第39号につきましては、以上で終了させていただきます。資料のほうは、お配りいただきたいと思えます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 追加いたします。失礼いたしました。

○教育長（大友義孝） それでは、これから日程第5、日程第6というふうに進むわけですが、この日程第5の報告40号と報告第41号、それから報告第42号については秘密会に値する案件だというふうに思っております。

お諮りいたします。この3件につきまして秘密会という形を取らせていただいでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、これより秘密会というふうにして

できます。事務局のほうでは、手続のほうをお願いいたします。

---

---

では、これまで秘密会ということで、これよりオープンな会議といいますか、そちらのほうに切替えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

報告事項、進めますか。

---

#### 日程 第8 報告第43号 基礎学力向上等について

それでは、日程第8、報告第43号 基礎学力向上等について報告をさせていただきます。

では専門員、お願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） それでは、私のほうから報告第43号ということで、大きく3点につきましてご報告をいたします。

1つ目は、2学期制導入関連についてです。

前回お示しして、ご意見を頂戴しました点を反映させて、保護者向けお知らせのタイミングを12月15日に、管内小中学校一斉に配布していただきました。今後、各校で主要な行事等の考え方を含め、保護者の皆様へ説明をすることになると思います。なお、年度内中に美里町の広報への掲載ができるように、準備を進めております。

2つ目に、令和2年度の学習・生活習慣調査の11月分の報告です。

学習面につきましては、2学期小学校はかなり習慣化が図られているというふうに考えておりますし、中学校も向上傾向にあります。また、宿題関係についてちょっと浮き沈み感が感じられましたが、2学期行事等が行われているという中での忙しさなども関係しているように思われます。また、どうしても個々の状態、家庭の状況等でなかなか習慣化できないという子供さんもいるという学校もあります。

睡眠時間関係につきましては、小学校は全て目標を達成しております。また中学校のほうは、ちょうど試験時期という部分もありまして、全体的に短くなっている傾向でした。

朝食につきましては、小学校も中学校も非常によい状態になっております。

あと、ノーテレビ・ノーゲームデイ、ノースマホ・ノーゲームデイにつきましては、かなり学校のほうで重要視して声掛けをしている成果が現れております。中学校のほうも、徐々に向上傾向がみられます。

ただ、今回インターネットの所持率調査を行ったんですけれども、小学校ではやはりそういったインターネット環境を持っている子供の低年齢化、4年生あたりから急増しております。中学校ではほぼ9割以上が、そういった環境の中で生活しているということでございます。そして使用時間ですけれども、小中学校ともに2時間程度というのが多いんですが、それを超えて例えば小学校の場合3時間から4時間以上という子供たちが1割から2割、中学校では3時間以上4時間以上という子供たちが2割から3割ということで、平日の調査なので平日4時間もにらめっこしていればかなりダメージになるんじゃないかと思われまます。この点につきましては、本当に継続して実態調査と、それから使用の仕方というものを提案していかなくてはならないと考えております。

3つ目に、学力向上対策関連として、今年度の「コロナ禍における学習に関する実施の取扱い」という部分について通知させていただきました。公立学校の学習に関する実施の取組につきましては、6月の学校再開以降宮城県教育委員会及び文部科学省から、「年間指導計画の弾力的な取扱い」や「学習活動の重点化」等について通知が適宜出されてきました。

美里町教育委員会では、このことを考慮しながらも、教科書の内容については学び残しのないよう努めてほしい旨を、各小中学校に話してまいりました。各小中学校では、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら学習活動の時期を検討するなどして、安全性を最優先にして学習活動を展開しています。

しかしながら、特に感染リスクの高い活動について、お手元の令和2年12月3日付の「学校の新しい生活様式（バージョン5）」にも示されたような合唱とか調理実習などのような技能系の学習活動についての一部は、現在完全には実施できない部分もあるという状況です。その通知の中にもあるように、特にリスクの高い活動の実施につきましては慎重に検討するということをお重視していますので、3学期も学習形態や習熟のための工夫を各学校で行っていくように指示しながら、もし万が一通常どおり実施できない場面があるということも考慮していきたいなというふうに考えております。

以上、私のほうから報告でした。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、基礎学力の向上等について、それぞれに当たっての報告をいただきました。どうでしょう、委員の皆さんのほうからお気づきの点、お話を頂戴したいと思います。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 1つこの小学校の平均ね、こういうふうに出していただいてありがたいと思っています。今まで個別でしたね、個別をこの小学校全体で見せてもらって、それから中学校見たらどうだというの、これが一目瞭然でしたので、どうもありがとうございます。

それからもう1つなんですけれども、この個別のところ例えばページ数「12月-2」となっているところなんですけれども、上のほうでは学校以外での学習内容別実施率（パーセント）という、どこか分かるかな。宿題とか自主学習が載っているところです。ここの北浦小学校なんですけれども、考察は「特になし」。前も「特になし」だったんですけれども、これ見た場合僕は北浦小学校の場合、3年生が自主学習45.0%。それで、ほかのところは100%、93.0%、96.0%、96.0%となっていますよね。どうして、これ3年生だけが低いのか知りたいと思うんですけれども、「特になし」となっているので、これで「特になし」で済むのかなというふうに思ったりして。

それで、青生小学校・中塚小学校の考察を見ると、かなり参考になる考察でないかと僕は感じましたので、もうちょっと丁寧に北浦小学校も考察をしていただければありがたいなと思いました。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） そのように伝えたいと思います。

○教育長（大友義孝） よろしく申し上げます。

その他の部分は上昇傾向にあるということですので、よろしく申し上げます。

どうですか、委員の皆さん。よろしいですか。

では、どんどん上昇していくように各学校では頑張っておられるということでございます。中学校のほうについては、もう少し着色がふえればいいなというふうに思うところもありますけれども、よろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

それでは、報告第43号については以上で終了させていただきます。

---

日程 第9 報告第44号 後藤家文書整理解読事業について

○教育長（大友義孝） では、日程第9に移ります。日程第9、報告第44号 後藤家文書整理

解読事業について、報告をさせていただきます。

では岩淵文化財係長、お願いいたします。

○文化財係長（岩淵竜也） 文化財係の岩淵です。よろしくお願いします。

後藤家文書整理解読事業についてご報告させていただきます。

町の有形文化財の「後藤の朱槍」いうものがございましてけれども、その指定手続を進めるさなかに不動堂を半世紀治めた後藤家の古文書が、仙台市博物館に寄託されていることが明らかになりました。それを受けて、当初すぐさま美里の古文書解読団体のほうで、団体のテキストとして使用しながら古文書を読み進めることができないかという話が浮かびまして、寄託先である仙台市博物館さんへ打診をしたところ、寄託、要は「預かっていて、所有者から頂戴したものではない。あくまでも所有者の意向に沿う形でないと、お貸しすることはできないんだ」というところで、「任意団体さんへの借用・貸し出しは行えません」というような回答がございました。

その後しばらくの間、郷土資料館の会館等々もあり、古文書の解読については手をつけられなかった状況がありましたけれども、昨年度より教育委員会内部で「後藤家文書整理解読事業」として実施要綱をまとめまして、議案・町長の決裁を経て後藤家、それから仙台市博物館、東北大学の協力の下古文書を借用し、これまでに写真撮影と目録作成を行ってまいりました。

写真撮影と目録作成については、今年度8月に両方とも修正分も含めて完了し、その間東北大学からいろいろとご協力をいただきながら古文書の撮影講座を実施したり、それから今後実際の古文書の解読作業の進め方について検討を重ねてまいりました。

当初は、古文書解読の実績が高い岩出山古文書を読む会も含めた形での解読作業というのを検討した部分がありましたけれども、最終的には南郷古文書を読む会、地元の学会さんに一括してお願いをしながら解読作業を進めていきたいということにまとまりまして、改めて年明け1月中をめどに今回の資料でつけさせていただきました依頼書をもって正式に依頼し、解読作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

現在まで目録作成の結果244件、段ボール箱でミカン箱よりもちょっと厚みのあるくらい大きさで4箱程度の古文書があることが分かっております。量が量なものですから、いかに私が勉強しながら読んだとしても非常に時間がかかってしまう。やはり、地元の歴史の解明となる古文書ですので、よその地域の方に真っ先に読んでいただくよりは地元の方々にご協力いただいて、我が町の歴史については我が町の方々とともに明らかにしていくというところを重要視したく、地元の南郷古文書を読む会にお願いしたいという中身になっております。よろ

しくお願い申し上げます。

○教育長（大友義孝） これは、報告ということでもいいですよ。

○文化財係長（岩淵竜也） ご承知おきいただければということで。

○教育長（大友義孝） 今係長のほうから説明があったように、244点に及ぶ古文書があったと。これを解説に回していくんですけれども、1月に依頼書を出して地元の人に解説していただければというふうなことを考えています。ということで、よろしいですね。

ただこれ、町長が依頼する部分になるんですかね。

○文化財係長（岩淵竜也） その辺についてはちょっと私も、町の事業として進めていければということで町長名をこの文書に入れさせていただきましたけれども、教育長名で依頼すべきものもありますので、今その精査をしているところです。

○教育長（大友義孝） 例えば美里町教育委員会から、そういうふうにして依頼するというのもできるのかなというふうに思っていたんですね。町長名で出すのであれば美教総は使えないし、だからその辺まだ煮詰めていないということなんだよね。でも、趣旨的な部分についてはそのようにお願いしたいということなんです。

どうでしょう委員の皆さん、いかがですか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 僕も、この南郷古文書を読む会に入っているんですけれども、今ずっと休ませてもらって、大変皆さん熱心な方ですので、ぜひお願いしたいと。

それから、東北大学のこれ荒武先生でしたか。（「そうです」の声あり）僕、荒武先生に古文書の会、そこでいろいろ教えてもらって、書いた本なんかもいただいて、いろいろお教えいただいているんですけれども。東北大学は、どのぐらいこの解説作業に関与するわけですか。

○文化財係長（岩淵竜也） 大学側の関与については、荒武先生に相談した結果、最終的には野本先生という方に専任でついていただくことになりました。南郷古文書を読む会の会員の皆様が読み下した文を、野本先生に全てチェックいただきまして、合っている・合っていないかの判断を専門家に確認いただくことになっております。また、読み進める順番についても野本先生の指導の下、全容の把握につながりやすい、ただ番号順に読んでいくのではなくて系図とか確認とか、そういった全体の把握のしやすいものから読んでいくということで、ご指導をいただくことになっております。基本的には、読み進める上での留意事項等は、全て全面的に東北大学から指導いただく形を取っております。

○委員（後藤眞琴） それから、教育長からお話のあった依頼する形は、僕は町長でなくて教育委員会からのほうが適当でないかと。これ、解説したものは郷土資料館のほうに収められるわ

けですね、これを製本なりして。

○文化財係長（岩淵竜也）　そうですね。解読事業のゴールとしては、その中身を報告書という冊子にして刊行したいというところがございます。報告書に仮にならなかったとしても、解読の成果物としては町で基本的にはその権利を持たせていただきたい。資料の活用と、それがそうなった場合には町で一元的に対応させていただくという内容で、東北大学の先生方とは調整をしているところですが、いかんせん古文書そのものの所有権がまだ後藤家にもございますので、その内容の公開についてはこれは後藤家の許可を得てからにならないと公開はできないという部分がございます。写真撮影、目録作成、それから解読、この作業を通じて後藤家に成果を評価いただいて、またその後公開につなげていきたいということがございます。

○委員（後藤眞琴）　それは分かるんですけども、町で保管するというのは郷土資料館に保管するわけですね。

○文化財係長（岩淵竜也）　まだ、古文書そのものの処理は後藤家のままで、後藤家の希望としては仙台市博物館での再確認というのが後藤家の意向でございます。ただし、仙台市博物館で来年度から大規模改修がございまして、寄託の資料を受入れられないということで、写真撮影をするために今美里町に借用して来ておりますけれども、その借用期間が延長されることになっております。その借用後、後藤様に改めてお願いをして、町へ寄贈していただけるかどうか、そういったところを目指して作業を頑張っていきたいというふうに思っております。

今の時点では、まだ古文書の原本をこの資料館で保存・展示できるかというのは、不透明な部分がございます。

○委員（後藤眞琴）　いや、そうではなくて、解読した報告書をつくる、これは郷土資料館に置いておくわけですね。

○文化財係長（岩淵竜也）　そうです。もちろん報告書については、郷土資料館もしくは教育委員会のほうで。

○委員（後藤眞琴）　それで、それを郷土資料館で住民の方に披露して、それで活用していただくということですね。そうすると、郷土資料館を管轄しているのは教育委員会だよ。藤崎さんが館長ですよ。ですから、これは町長でなくて教育委員会のほうが適当なんでないかと思えます。

○教育長（大友義孝）　どうです、委員の皆様方。今言ったような形で地域の人たちに解読作業を依頼して、チェックは東北大学のほうでチェックをしていただく。それを、1月頃をお願い申し上げたい。解読作業が終わったその報告書等々については、教育委員会で保管する。そ

れを、いろいろな住民の皆さんが活用していく。古文書そのものについては、今も後藤家の所有物であるから、その辺についてはご本人は再度仙台市博物館に再委託するのかどうかというのは、施設の改修等もあるためもう一度確認していくということになるかと思うんですけども、そういった形で進めてよろしいですね。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

成澤委員、よろしいですか。何かご意見ございますか。特にはいいですか。

○文化財係長（岩渕竜也） 教育委員会としてご依頼するということなのですが、依頼者をここに書く場合、教育委員会を代表して教育長ということでお出しするのか、教育委員会ということでお出しするのか、その辺どちらにするかというところなんですけど、いかがいたしますか。

○教育長（大友義孝） これは、権限のある人の名前で出すのが、教育委員会の権限であるなら教育委員会です。教育委員会が教育長に認められたものであれば、教育長の名前で出すというもののルールがあると思うんですけど、この協力依頼については、今議案として出ているわけでもなくて、こういうふうにしたいという話だったわけですね。でも、委員の皆様方からその方向性がいんだということであれば、委員会名で出していいのではないかなと私は思ひます。いかがですか。

○委員（後藤眞琴） これ、一応今日はこういうことが出ていますというところで、そのことについては後で。

○教育長（大友義孝） 後でまたということになるのかと思ひます。

1月の教育委員会の定例会にこういった提起をしてよろしいかという、議題として上げれば一番いいのかなと思うんですけど、その日付で、後は阿部先生が会長さんなので、依頼申し上げていいのかなと思うんですけども、いかがですかね。よろしいですか。お願ひします。

では、そういった方向で進めていただければと思ひます。

さて、ここでちょっと休憩を入れさせていただきたいと思ひます。再開は、あの時計で3時5分にしますか。どうぞよろしくお願ひいたします。室内の空気の入替えなども、ひとつお願ひいたします。

休憩 午後2時57分

---

再開 午後3時05分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を閉じまして再開させていただきます。

---

審議事項

日程 第10 議案第16号 学校医の委嘱について

○教育長（大友義孝） これから審議事項に入りたいと思います。

日程第10、議案第19号 学校医の委嘱についてであります。

では、理由説明お願いいたします。

○課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 私のほうからご説明申し上げます。議案第19号 学校医の委嘱についてでございます。

先日、11月26日付けで、学校医として委嘱しておりました伊勢郁夫氏から突然退任の申出がございまして、その後こちらのほうで後任の先生を探しておりまして、こちらの資料に書かれておりますとおり古川駅南耳鼻咽喉科院長と、佐々木耳鼻咽喉科クリニックの院長先生、それぞれ佐竹氏と佐々木氏のほうに学校医として、委嘱期間令和3年の3月31日まで委嘱するというので、今回正式議案として提出させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

説明は以上でございます。

質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑なしということでございますので、討論に入ります。討論、人事案件でございますから、省略させていただきます。

それでは、ただいまから採決に入ります。

議案第19号 学校医の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、議案第19号については原案のとおり可決しました。ありがとうございました。

---

日程 第11 議案第20号 美里町学校給食調理施設運営規則の一部を改正する規則

○教育長（大友義孝） それでは、日程第11、議案第20号 美里町学校給食調理施設運営規則の一部改正について行います。

では、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より議案第20号 美里町学校給食調理施設運営規則の一部を改正する規則について説明を申し上げます。

本件につきまして、前回の定例会の協議ということで、一度説明しました次第でございます。こちらの提案理由につきましては、まず2学期制の導入及び美里町産の給食用食材の導入、また現在行っております学校給食の運営に関し、法令等の範囲内で効率的運用を図ることを目的としまして、それに伴う所要の改正を行うものであります。こちらによることで、より効率的かつ効果的な運営を行うという目的で、今回の改正に至った次第でございます。何とぞご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 提案理由については以上ですが、内容の説明を新旧対照表に基づいて、説明をしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○教育総務課主事（青山裕也） 大変失礼いたしました。

では、再度内容の説明ということにつきまして、資料4枚目の新旧対照表でこちらの説明をさせていただきたく存じます。

大きい変更点としましては、まず第2条のところでございます。こちら、年間の給食提供日数のところ、これを「200日」から「205日」に変更するものでございます。こちらにつきましては2学期制の導入で、こちらを見込んだ上での改正となっております。

また第3条、こちらにおきましては従来の「予定献立」「実施献立」というところ、こちらについて「献立表」ということで統一を図ったというものでございます。また、こちらの第3条のところ、学校給食の献立につく承認の部分、こちらを従前「教育長」としておったところでございますが、こちらを「美里町学校給食調理施設条例に定める学校給食調理施設の各施設の長」というところになっております。基本的には「学校長」、あとは「南郷給食センター長」、こちらが該当するものでございます。

また給食用食材ということで、第4条のところでございます。こちら、従前「給食用のパン

及び米」、こちらについては「公益財団法人宮城県学校給食会から購入するもの」とするということで、限定的扱いをしておったところでございます。ただこちらにつきまして、いただきました美里町産の米粉の導入というものを今後の方針とする、こちらもありまして「学校給食会及び学校給食用食材取引指名願の提出をいただいた業者から美里町学校給食運営審議会の答申に基づき、教育長が設定」というものとしております。これにより、従前の限定的取扱いから幅広い業者の選定ができるということで、改正を図るというものでございます。

また、そちらの指名になる様式、こちらにつきましても提出の2枚目のところ、こちら今回の様式でございます。こちらにつきましても、従前のところから大きく変更していないところでございますが、こちらの指名願を提出いただいた業者から審議会、こちらの答申に基づいて選定できるようにしたものでございます。

内容については、以上でございます。

○教育長（大友義孝） 以上で説明は終わります。

では、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑なしということでございます。では、討論に入ります。討論ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論なしということでございますので、採決に入ります。

議案第20号 美里町学校給食調理施設運営規則の一部を改正する規則について、採決を行います。本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって議案第20号 美里町学校給食調理施設運営規則の一部を改正する規則は原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

---

日程 第12 議案第21号 令和3年度美里町立幼稚園入園児の決定について

○教育長（大友義孝） では、次に移ります。日程第12、議案第21号 令和3年度美里町立幼稚園入園時の決定について行います。

議案の説明をお願いします。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、議案第21号 令和3年度美里町立幼稚園入園児の決定について、説明をさせていただきたく存じます。

こちらにつきましては、既に令和2年11月定例会のほうで議決のほういただいております。美里町立幼稚園園則、こちらの全部改正に伴い入園の決定についてというところで教育委員会の委任のもとに改正を行ったものでございます。こちらについては、令和2年12月1日付けより施行となっておりますので、令和3年度に伴う今回の入園決定時から対象となるということで、今回このような形で提案させていただいているものでございます。

該当されます入園児童、こちらにつきまして各園の人数については、こちら議案書に掲載させていただいている人数ということとなっております。また、今回個々の名簿というのを別紙の形で、一応3枚目以降掲載させていただいているところでございます。こちら入園資格となっております幼稚園園則第3条に記載しておりますけれども、基本的には町内に在住されます満3歳以上の児童さん、こちらを対象としております。こちら、一応今回の改正に伴いまして町内に基本的には在住している方、ただ定員の余裕があれば町外の受入れもというところでございますが、今回申請していただいている部分につきましては基本的には町内在住の方を、今回の決定者ということで扱っているものでございます。

こちらに、入園願書の提出あった対象児童のうち、ただいま申しあげましたように入園資格を満たす者を令和3年度の各園の園児として決定するというもので、今回の提案理由とさせていただきますところでございます。

何卒、ご審議の上ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○教育長（大友義孝） 以上で説明は終わります。

では、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないですね。はい、成澤委員、どうぞ。

○委員（成澤明子） 入園について、「入園願書の提出があった対象児童のうち、入園資格を満たすものを入園児として決定する」ということなんですけれども、今回の場合に入園資格を満たさないお子さんはいたんでしょうか。

○教育総務課主事（青山裕也） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回申請いただいた児童様に、資格を満たさない者はいなかったということです。

○委員（成澤明子） もう一つなんですけれども、定員があると思うんですけれども、その定員

と今回このように決まった部分との子供との割合というか、そういうのはどうなんでしょうか。

○教育総務課主事（青山裕也） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、添付の2枚目の資料に各幼稚園の令和3年4月1日付の定員と、あと一番右に定員が記載されまして、その1つ左に見込み園児数の合計というものを入れさせていただいております。こちらにつきましては今回の新規入園児、決定いただければ園児となる入園決定者と現在園児ですね。今の3歳児・4歳児がそのまま進級される場合、こちらを見込んだ上で在園児という枠で入れさせていただいておるというところでございます。そちらの定員とのお隣、見込み数ということで入れさせていただいておるというところでございます。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。定員以内であるというようなどころでございます。

その他、質疑ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、なければ質疑を以上で終結いたします。

では、討論に入ります。討論ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なしということでよろしいですね。

では、採決に入ります。

議案第21号、令和3年度美里町立幼稚園入園児の決定について、本案は原案のとおり承認したいと思っておりますけれども、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第21号 令和3年度美里町立幼稚園入園児の決定については原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

---

## 協議事項

日程 第13 令和2年度美里町小・中学校単位PTAの質問への回答について

○教育長（大友義孝） それでは、次から協議事項に入ります。

まず、1つ目です。日程第13、令和2年度美里町小・中学校各単位PTAの質問への回答についてでございます。では、この件につきまして説明をお願いしたいと思います。

この件については、既に委員の皆さん方に事前にお目通しをいただいて、質問の内容とそれから回答案、こちらを見ていただいていたのではないかなと思いますが、この件全般に対してどうなんですかね。委員の皆さん方から意見を頂戴したいんですけども。どうぞ、ご意見いただければと思います。特に、今年はPTAの懇談会を中止にして、書面でもっての質問ということになってしまいましたので、それも含めていただければと思いますが。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 北浦小学校のトイレの洋式化の要望でございますけれども、質問のところには「避難所になったとき」とか書いてございますけれども、これは純粹に私思うには洋式化の要望ではなかったのかなと思って読みました。ですので、回答には「避難所のトイレにつきましては、整備は行いません」とか書いてございますけれども、もう少し北浦小学校の様子とかを確認いただければと思うんですが、私はいんじゃないかなと思いました。

○教育長（大友義孝） 丁寧ということですね。回答者が防災管財課ということなんですけれども、ちょっと内容が分かるのは教育委員会の内容なんです。洋式化にどれだけなっているか。それも併せて、検討してみようということなんだと思うんですけども、いかがですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、避難所になったときに必要になる学校のトイレにつきましては、避難所になったときに必要になるということなので、多分防災管財課という捉えをしてしまったと思うんですが、おっしゃるようにもう少し学校側の内容を、これ防災管財課ということで割り振りをしているので、うちのほうでこの部分については書いてございませんので、もう少し細かく内容を把握したいと思います。相手の求めていることに対して、ずれるとうまくないというところがあると思いますので、確認をさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） よろしくお願いします。

そのほか、後藤委員、ないですか。

○委員（後藤眞琴） 大体よろしいんじゃないかと思うんですけども、1つだけ。最初の小牛田小学校の雨漏りがする、その「原因と思われる雨漏り箇所の修繕を行いました、解決には至っておりません」となっているんですけども、これ僕が単純に言うと、どうして解決に至らなかったんですかね。そこを、もうちょっと丁寧に書いておいたらどうかと思いました。

もう1つ、これ防災管財課のところ、書いていないのがあるんですよ。これは、後でするときには書いてもらうという理解でよろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、まず1点目でご

ざいます。おっしゃられるように、もう少し細かく書きたいというふうに思います。いずれ、平成27年度につり天井の落下のお話があったときに、天井の工事をしている。そのときに、原因と思われる雨漏り箇所があって、それも一緒にやりましょうということで、何か所かここに書いていないんですけども、その部分をやったんですが、やはり解決に至っていない。雨漏りの状況がどうなったのか確認しなければならないんですけども、全く変わらなかったのか、ある程度改善されたのかということもありますので、それは確認したいと思うんです。その上で、いずれここに書いておりますけれども、それをもって専門家ともう1回見て、その原因を確認したいなというふうに思います。

あと、ほかのこの空欄関係のところは、取りあえず受けたのが総務課秘書室のほうでまず受けまして、それぞれに担当を振り分けて、それぞれに回答を書いていただくというところがございますので、教育総務課の部分はまず入れて、そしてあとのほうの防災管財課・建設課いろいろありますので、それも入ったものを最終的にはお渡しするというふうな形になります。

○教育長（大友義孝） そのほか、ございませんでしょうか。

教育総務課以外の部分で回答するというものがあるというのも、それがまだ入っていないから、それを合わせて質問していただいたところに返してやるようになると思います。全体のものとして返すというかね、その学校だけにその部分だけ報告するというのではなかったんじゃないかなと思いますけれども、その辺扱いはまだ決めていないんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。今回の場合は、通常ですと懇談会の中でお話しをする、お渡しするというところなのですが、今回の場合はそれが無いということで、そこら辺はまだ明確に決まっておきませんので、いずれこの取りまとめのものをしっかりとそれぞれに届くように対応していくという部分になると思いますので、それは秘書室のほうで取りまとめをするということになると思います。

○教育長（大友義孝） じゃあ、今委員の皆さんから出された部分も整理をして、回答をもう一度再考していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、以上でよろしいでしょうか、この件については。

---

日程 第14 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

○教育長（大友義孝） では、次に移ります。

日程第14 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について、協議をさせていただきます。では、伊藤先生、お願いします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） 令和2年10月21日に諮問を受けまして、就学指導審議会で答申をさせていただきました。全体的な判断に加えて、40名ほどのお子さんについて審議したわけですけれども、新たに12月に入りまして幼稚園から小学校に入学する時点で1名、それから小学校3年生から4年生への進級時点で1名、特別支援学級にということで答申がありましたので、資料についてはお手元に全て配付している状況です。ご覧いただけたかと思えます。このお二人について、前回同様に審議会で諮問をいただいて、そして最終的に教育委員会の判断をいただくという形で進めてよろしいかどうか、ご協議いただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） 前に諮問して、答申をいただいて、一度議決しているんですけれども、改めて2人の追加申請があったということでございます。前回同様に諮問してよいかということでございますので、どうでしょう委員の皆さん、前回同様にさせていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。よろしいですね。

じゃあそのようにさせていただきますして、答申を頂戴したいと思います。それをもって、決定していきたいということになります。ありがとうございました。

---

#### 日程 第15 意見交換会の開催に向けての提案について

○教育長（大友義孝） では続きまして、日程第15 意見交換会の開催に向けての提案について協議をさせていただきたいと思えます。

では、この件については前回の会議の中で、意見交換会の開催に向けて内容的な部分をもう少し確認したほうがいだろうということで、教育委員会事務局のほうにお願い申し上げ、内容の確認をしていただいたということがございます。その結果を基に、協議をさせていただきたいと思えます。

まず教育次長、前回の聞き取り内容についてご報告いただきたいと思います。よろしく願います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

前回の会議で、内容をもう少し詳しく確認させていただくというようなところで、私のほうでまちづくり会議の代表、あと副代表とお話しをさせていただきました。確認事項につきまし

では、皆様にお配りの資料のとおりというところでございます。まず、この緊急の課題というか、今回テーマにしたいものというところで確認をしたところ、学校の再編・統廃合というような部分でございまして、対象者ということで確認をいたしましたところまずまちづくり会議ですね、あとそのサポーターというところで想定しているというお話しをお聞きしたというところでございます。

そういう内容を踏まえまして、対応についていろいろとご協議いただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この部分については、委員の皆さん方は事前にお目通しをいただいたと思いますが。どうでしょう、ざっくりばらんな委員の皆さんからのご意見を頂戴したいと思います。提言に向けた、教育委員の部分のお考えということでございますので。いろいろお聞きしますと、議会との意見交換会を行って、大変有意義だったというふうなまちづくり会議の皆さんのお話だったというふうに、間接的に聞いたところでございます。議会がそれをやってくくださったので、教育委員会とも有意義なこともあるのかなと思うんですけども。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今教育長のおっしゃられるとおりでございまして、意見交換会を議会とやったところ、いろいろ分かったことがある。いろいろ説明を受けて、大分これまで理解できなかったこととか分からなかったことが理解できて、大変有意義であったというふうなところもありまして、やはり教育委員会ともそういう意見交換をすることによって、いろいろとそういう理解できるところとか深まるどころ、分かるどころ、そういうこともあるのではないかというようなお話でございまして、ぜひというようなところでお聞きしているところでございます。

○教育長（大友義孝） この件については、こちらから回答を1回した部分もありましたよね。

「コロナ禍の中で、なかなか難しいんじゃないか」というような回答でした。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。ご回答申し上げて、その後に「コロナ禍だけれども、やはりそういうことばかりも言っていない。課題もあるので、早急にやるべきではないか」というような文書をいただきまして、それに基づいて今回やらなければならないテーマ、やるべきテーマというんですかね。そういうものが何であって、あと対象となる方がどれぐらいいらっしゃるのかというのをお聞きした、今回ですね。それで、それを基に「どうするか」というようなところになるのかなと思います。

○教育長（大友義孝） お一人ずつ委員の皆さんどう思っているか、お考えを頂戴したいと思います。

んですけれども。1番委員さんから聞いていきますか、それとも逆に行きますか。どうしましょうか。

じゃあ、まずこちらから、留守委員からざっくばらんにご意見を頂戴したいと思うんですが。

○委員（留守広行） 意見交換することに対しては、大切なことだとは思っていますけれども、やはりウイルスの蔓延するこの時節に、まちづくり会議の皆様方はすぐにでも思っているのか、少し落ち着いたところでも思っているのか。その辺が、ちょっと私の中では揺らいでおります。

話が戻りますが、させていただくことは大切なことだと思いますけれども、すぐ思っているのか、もう少しちょっと様子をうかがって春、時間を置くのもちょっとお考えなのか。ただ、私の中ではすぐ開催というのは、ちょっと心配な面はあります。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、大森委員。

○委員（大森真智子） ちょっとうまく意見をまとめてお話しできるか分からないんですが、まず前回ですかね、お話しいただいた内容に何か「意見交換会という形で話し合いをしないと、手遅れになる」というような表現があったと思うんですけれども、その手遅れになるという状況がどんな状況が手遅れなのかというのが、まず1つ私の中で理解というか見えていないところがあるんですね。それによっては、緊急性が高いものなのか、今このコロナ禍においてそれでも緊急性が高くて話し合うべきことなのか、それともやっぱりもう少し時間を置いて落ち着いたところで話してもいいものなのかというのが、まず見えないというのが1点あります。

そういうことを考えると、皆さんもそうだと思うんですけれども、仕事されていたりとかあとはご家庭にいたりとかして、ある程度決まっていることをこのコロナ禍の中で会議であったりだとかというのを、うまくコロナと共存しながらやっていきたいと思いますということと、新しく今から何かを入れるというか、新しく意見交換会を今しましょうという状況の中に、それはコロナと共存しましょうということとはちょっと私は違うんじゃないかなというふうに思っていて、今までの生活スタイルを少しでも維持していくために、じゃあコロナと共存するためにうまくどうしたらいいですかねということと、今この意見交換会というのはこの状況の緊急性というところからすると、私はちょっと低いのかなという感じがしています。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では成澤委員、どうぞ。

○委員（成澤明子） 意見交換会に参加する住民とは、まちづくり会議会員とそのサポーターで

あるということで、もうそこで驚いています。私は、今まで住民というのはあらゆる美里町に住んでいらっしゃる皆さんだとばかり思っていましたから、その方たちとの意見交換会というのはどういうことなんだろうというふうにずっと思っていたんです。やっと腑に落ちたというか、限られた鍵括弧の「住民」ということになるんですね。まちづくり会議とそのサポーターの皆さんはよくここに傍聴にもいらしていましたし、それから私たちがずっといろいろな場所で、それから何回にもわたって行ってきた住民の皆さんとの交換会にも出席されていました。それから議事録も全部隅々までお読みになっているようですので、改めてお話しすることは無いと思っています。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 僕は、基本的には留守委員さんと同じように話し合いはしてもいいんでないかと思えますけれども、ただ今新型コロナウイルスの感染拡大の第3波、これは第1波・第2波とは比較にならないほど激しいものだと思っておりますので、これが少し収まるような気配みたいなものが見えるまで、延ばしてもいいんでないかというふうに考えております。

○教育長（大友義孝） 各委員の皆さんからご意見を頂戴しました。提言という形で、このまちづくり会議の方からいただいておりました、まさに分からない部分を教育次長のほうで聞き取りをしていただいた。その中で、住民とは全体の住民というものではなくて、まちづくり会議とそのサポーターの皆さんであるということが改めて分かったということ。それから、意見交換会をする内容については、学校の再編に関わるものだというふうなことが確認できた。

しかし、いろいろと今まで協議する課程の中で傍聴人もいらして、そして意見交換会でも大分意見を述べられてきた。さらに、議事録なども取っていただいて、いろいろと研究もしてきてきた。その中で提言をいただいてきましたので、やる必要性というものを考えれば、どんな方でも意見を頂戴していろいろ検討するということは必要なんだとは思いますが、やっぱり今現在、教育委員会としては学校は休みになったものの、すごく神経を使って先生方もいる中で教育委員会そのものが、一番注意していかなきゃない期間であるというふうに私も認識を持っております。そういった中で、やはり緊急性を要して意見交換会をするという部分に、そこは何が一番重要な点なのかというところがなかなか見えてこない。

であるならば、後藤委員が言われるように、もう少し落ち着いてくるような兆しが見えたときにそれを考えていってもいいんじゃないかというふうなことでございますので、そのような方向づけでいいのかなというふうに私も思っております。

ただ、あえていうならばやり方をみんなで考えれば、知恵を絞っていけばいい案出るんじゃないかということも、この依頼の文書の中にはあったわけでございますけれども、やるための知恵を絞るということは、もう集まっていつているわけですから意見交換会するのと同じだというふうに私は捉えてしまっている。

それからもう1つは、この団体の皆さんは一生懸命勉強なさって、そして教育委員会に対していろいろ意見を頂戴し、そして提言までいただいているのですから、私からもこの提言とか今までの意見交換の中での発言とか、そういった部分に対して私も疑問を持っているところもあるんですね。どういった趣旨からなのかなという部分もあろうかと思うので、意見交換会というのは一方通行ではなくて、やはり相互通行だと思っんですね。ですから、そういったことも含めると、必要性という部分は感じられるなど。「こういうこと、どうなっているんですか」ということを相手から言われる。逆に、受けた側も「私もこういうふうなことなただけけれども、これはどうなんですか」とって逆に言うとか、そういったことも必要なんだろうなど、それが意見交換会なんだろうなというふうに思っているところがあつたんですね。

そういった部分で委員の皆さんから意見を頂戴したので、今後は少しコロナも落ち着くところまで待っていただくというふうな形を取らせていただきたいなど。そういう形でもよろしいですかね。委員の皆さん、いかがですか。成澤委員は、もう必要ないんじゃないかということと言われるわけですが、そういったところももしかしたらあるのかもしれないけれども、コロナ禍の中でわざわざやるものでもないんじゃないか。もう少し様子見ましょう、そういった形にしていきたいということで、いかがですか。

ありがとうございます。じゃあ、そのような方向づけでまいりましょう。ありがとうございます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません。それで、一応文書でいただいておりますので、文書でお返しということになるのではないかなと思います。それで、今のお話を踏まえて文書を作成しますので、それを見ていただいて、それでお出しするというところでよろしいですか。

○教育長（大友義孝） そうですね。今委員さんたちから言われたこと、今のコロナ禍の中で、文書を作っていただいて、それを見ながらもう一度報告をしてもらいたい。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 考え方としては、まず意見交換会は必要なことであるというようなところと、あとは今コロナの第3波ということで大変な状況もある。こういう中で、すぐ開催することは難しいというところで、コロナの感染状況

を見て、それが落ち着いてある程度こういう大変な状態でなくなった、その時点での開催をということでご通知申し上げるということで一応作ってみますので、ちょっと後で一旦見ていただいてご意見をいただいた上で。あまり時間ちょっとかけられないと思いますので、早急につくって対応したいと思います。

○教育長（大友義孝） よろしくをお願いします。

では、次にまいりますか。休憩はいいですか、続けてよろしいですか。

では、ちょっとここでひとつ提案でございます。別紙に、議事を追加したいなというふうなことで、1枚ものがあるのかなと思います。

令和2年12月教育委員会定例会の追加議事日程という部分を出していただければと思いますが、内容は美里町新中学校整備事業（これは仮称でありますけれども）、この件につきまして要求水準という部分について今町のほうでPFI事業の中で進めるための要求水準書を今作っておりました。その内容について、少し検討しようということを教育委員会の中でお話しさせていただきましたので、この件がちょっと議事日程といいますかそちらのほうから落ちてしまったので、改めて追加提案としていれさせていただきたいなというふうに思いました。

この追加議事日程を追加する場合は、委員会の中で委員さん方からの同意があって初めて成立するものでありますので、ここでお諮りさせていただいてよろしければ追加させていただきたいと、そういうふうなことを考えておりました。

それで、お諮りいたします。日程に1つ、美里町新中学校整備等事業（仮称）について、これを加えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、追加議事日程のとおり進めさせていただきます。

---

追加日程 第1 美里町新中学校整備等事業（仮称）について

○教育長（大友義孝） 追加議事日程第1、美里町新中学校整備等事業（仮称）について協議をさせていただきます。

では、まず考え方の整理ということで、教育次長お話ししていただけますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） じゃあ、私のほうから。

前回、実施方針と要求水準書案ということでお配りをさせていただきました、協議の中でこのことについていろいろと検討していく場が必要ではないか、協議する場が必要ではないかというご意見があつて、議事録等々私のほうでも確認したところ、次回の会議で皆さんにこれを見ていただいて、読んでいただいてご意見をそれぞれ述べていただいてということで、協議をしていただいたらよろしいのではないかというふうになったということでございまして、今回議事日程から落してしまつたんですが、今回お認めいただいて新中学校の整備等につきましてご意見をいただいてということで。

今回、本来であれば事務局で事前にもう少し丁寧に、皆様のご意見を集めさせていただいてからやるつもりであつたんですが、今般の北浦小学校での新型コロナウイルスの対応等でばたばたしてしまひまして、そういう皆様からのご意見を1回集めて準備するということが抜けてしまひまして、この場でご意見ということで大変申し訳ないところなんですが、今回この要求水準書案等々を見ていただいて、意見ということで今回お話しいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） それでは、全体的なものにご意見を頂戴したいと思うんですけれども。

後藤委員さん、おありであればお願いしたいと思います。

○委員（後藤眞琴） 僕、自分では丁寧に読んだつもりでいるんですが、それで1つ疑問に思っているのが38ページです。

第7、提案事業という部分でこの最初の「PFI事業は本事業の事業目的と合致し、本施設の整備運営を一体的に行うこと等により、あと云々」となつておるんですけれども、この「本施設の整備運営」、この「運営」というのは中学校の運営に関わってくる意味にも取れないことはないのでは、これは「運営」を「整備維持管理」とかいうふうにしておいたほうがいいんじゃないか。その理由は、総合教育会議で「PFI事業をする場合には、学校運営にまでは関わることはありません」というふうに確認しておることだと思います。それで、そこを「維持管理」とかというふうにしておいたほうがいいと思います。

それで、今度「1. 地域活性化検討に関する業務（1）業務内容」というところで、この書き方かなり解釈が難しいんですけれども、「新中学校及び、既存中学校の跡地を活用した地域活性化施設について検討を行うこと」、この「新中学校及び、」、読点「、」となっているのね。そうすると、「新中学校」が次の文章のどこに関わっていくのかというと、「新中学校を活用した地域活性化施設」というふうにも読めるし、それから「地域活性化施設について」と読めないこともないのかなと思う。この解釈が曖昧なのと、この「新中学校を活用した地域活

性化施設」となりますと、先ほど申し上げましたように「新中学校を活用して地域活性化施策をする」となりますとやっぱり中学校の運営内容、特に教育内容にまで関わってくる余地がありますので、これは「新中学校及び、」までを取って、削除です。そして、「既存中学校の跡地」それから「施設」と入れて、「既存中学校の跡地・施設を活用した地域活性化施設の検討を行うこと」。

それで、次の（２）の要求水準、これ①②となっているんですけども、これも読み上げますと「町が行う既存中学校の跡地の活用・検討に関する検討会や委員会等への参加及び事業化支援を行う」、これは特に既存中学校の跡地、ここに「施設及び」と入れておいたほうがいいと思うんですけども、これは特に問題はないんでないかと。

次の②です。②の「町が別紙田園中学校構想の実現に向けて」。この田園の中学校整備構想というのは、教育委員会で具体的に内容を詰めていくというところまではいっているんですけども、まだ具体的な内容を詰めていない状況であることと、その実現に向けて、次です「新中学校及び既存学校跡を活用して行う事業に対して、前項①の討論会や委員会等において支援を行うこと」とこういうふうに書いてありますと、今教育委員会で検討しております準備委員会、そこにこのPFI事業者が入ってくることも可能になるわけです。これ、準備委員会をいろいろ今まで検討した段階では、そういうことは一切想定されていないことだと思うんです。

ですから、そういうことになりますとやはり中学校の運営の内容にまで関わってくる、準備委員会でいろいろ検討する。それで、これはもう完全に削除して、①②を取って②は全文削除というふうにすれば、今まで教育委員会で検討してきたことに矛盾するようなことはないかというふうに思います。

以上です。

○教育長（大友義孝） 今日多分、今皆さん資料をお持ちでない方もいらっしゃるのかなど。事前にこのこととお話しして、資料をお持ちいただければよかったですけれども、持っていらっしゃらないだろうなというふうに思っておりますので。

それで、この要求水準書の中身なんですけれども、専ら業者さんから提案をいただくための要件という部分を定めているんですけども、設計していただくための水準を定めているんですね。建築工事の業務の水準とか、それから解体撤去する部分等に関する水準とか、それから維持管理はどういった要求水準をしたのかというような部分があって、最後に今後藤委員が言われたように提案の部分があるんですね。業者さんから改めて提案をいただく部分があって、その中で地域活性化の検討の中に２つ入っているということなんですね。

1つは、今ある既存の学校の施設、それから跡地を活用して何か地域活性化の提案をしてほしいということは、その要求水準書の中にあってもいいだろうと。ただ、学校教育の一環である「田んぼの中学校構想」の部分については、まだ教育委員会の中で中身を詳細にわたって詰めている部分でもないので、当然この要求水準は施設を造るため、そういった部分の水準を求めたのであって、そこまで書いていないので「それを除いてはどうか」という今お話ですね。そういうことで、よろしいんですね。そういうことの趣旨でありますので、私もそうなのかなというふうに思ったこともあります。この件につきまして、今後藤委員から言われたような形で、もう一度この部分要求水準書のほうを帰られてから見ていただきまして、教育委員会のほうにご意見の連絡をいただければありがたいなと思うんですけども、そういった形で集約をして削除するかどうか、多分今後藤委員から言われたような趣旨でございますので、確認をした上で教育委員会のほうに連絡をいただきたいなと思うんですが、そういった形でいかがでしょうかね。

後藤委員、先に。

○委員（後藤眞琴） 実はこの1ページ、第1「総則」の1「本章の位置づけ」というところが、これを読むに当たって一番大事なところだろうと思うんです。読みますね。細かいところは省略して、要点は「本要求水準書は、宮城県美里町が本事業を実施する民間事業者」、これはPFI事業者のことです。「民間事業者、すなわちPFI事業者に要求する業務の最低限の水準を示すものである」となっています。ですから、これはPFI事業者に最低限要求するものですよと。ですからそこを、教育委員会としては最低限をもうちょっと上げて、「ここはこういうふうにしたらいいでないか」ということは、町長部局にお願いすることはできるんじゃないかと思いますね。（「そうですね」の声あり）これ一番、読むに当たって大事なことだろうと。

○教育長（大友義孝） 基本的には教育委員会で決めるのではなくて、進めている町長が決めることなんですね。ただPFI事業の部分については、学校教育環境整備室長が仕事を考えてやっているということなんです。でも、町長部局でどンドンどンドン進むものではなくて、教育委員会からの意見も反映してほしいという声もありますね。ですからやっぱり、戻っていただいてもう一度確認をしていただいて、連絡をいただければと。

どうぞ、成澤委員。

○委員（成澤明子） 本当に具体的にというか、目に見えるような形になってきたものだと思うんですね、この水準書案というのは。それで、私たちがこのように新しい中学校を実現したい

んだというのを、町長部局にたくさん言わなければいけないと思うんですけども、それは委員さんたちが個々に事務局に電話するとか、メールでやるとかというのでいいんでしょうか。もう一回手元に水準書案を持っていて、みんなで意見を出し合って「A案とB案を合わせて、もっといいC案にする」とかということをしていくのがいいんじゃないかなと思います。

○教育長（大友義孝） 意見の出し方ということですよ。

私が思っていたのは、教育委員会の1つの意見としてまとめは必要ないと思ったんですよ。といいますのは、委員個々のご意見もおありだろうし、それを総合教育会議の場の中でやはり伝えていいんじゃないかなというふうに思っていたんですよ。1つの教育委員会の方針として、意見として「こうですよ」というようなまとめは、確かに必要でしょう。今までですと、大ざっぱな基本構想から始めて、ずっと積み上げてきて、それでよしということじゃなくて、財産取得の申入れをしたわけですよ、町長部局に。だから、そこまでは教育委員会もきちっとしてやる必要がある。

今度は、もっと細かい分野になってきた。細かい分野で、私も述べさせていただくことを1ページからずっとやれば、1時間ぐらいしゃべっていくことになるので、だからそれをやはり一つ一つまとめて、「私はこう思っています」と。さっき後藤委員がおっしゃられたような部分ももちろんおありだと思うので、それをここで教育委員会で1つのものにまとめるものなのかなって、逆に思ったりしていたんですよ。

○委員（後藤眞琴） 僕は、これは町がPFI事業に要求する最低限の水準だとなっていますよね。そうすると、PFI事業が主にハードの部分をするわけですよ、ハードの部分。それで、ハードの部分でない部分もある。それは、教育委員会の管轄の教育の部分です。それは教育委員会で、成澤委員がおっしゃるようにみんなで協議して「こういうこと」「ここはこんなふうをお願いします」としたほうがよろしいんでないでしょうかということ、町長に申し上げることはできると。これをしないと、教育委員会はこれをそのまま、町とPFI事業のことだから、その教育の内容に関するものまでも全て町長にお任せすることになるだろうと。

これはどうしてかという、これはあくまでも案ですよとなっているわけですよ。案の段階ですから、それで今教育長がおっしゃったように、必要あれば教育委員会でいろいろ話し合っ、て、「ここはこうしたほうがいい」「こうしたほうがいい」、それで町長部局が「いや、そんなこと必要ない」というんだったら、総合教育会議で町長と教育委員会が話し合っ、て調整するというふうにしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○教育長（大友義孝） どれだけのものが意見としてあるかということ、私は細かい部分であるん

ですね、いっぱいね。それは、ひいて言うならば教育委員会から意見を申立てするような内容でないものもあるんですよ。それは教育委員会の部分で議論すべきものではないなって、自分では思っているんですね。

例えば、土留めの擁壁をこういうふうな格好にして、どういうふうな構造でという細かい部分を要求水準にしたときに、教育委員会としてはそれ関係ないですよ、全部。

○委員（後藤眞琴） ここにもあるように、緑の部分が校舎に調和するとかどっちに向けるとか、それは教育的な部分も関わってきますよね、子供たちの生活。そういうところについては、述べなきゃならないだろうと。

○教育長（大友義孝） ちょっと、多分私これ整理し切れないなという感じもするんです。私が思っている部分については、教育委員会の教育的な部分で言える部分ではない部分の意見もあるということです。多分、委員の皆さん方もあるんじゃないかと。

○委員（後藤眞琴） いわゆるハードの部分ね。

○教育長（大友義孝） それから、維持管理の部分だって「こういうふうに維持管理すればいいんじゃないのかな」、それを最低水準でもっていけば、もっといい維持管理の仕方ができるんじゃないかな。これは、教育に関係ないですよ。

○委員（後藤眞琴） その部分は、僕たち「ああ、こういうもんかな」と。

○教育長（大友義孝） だからその部分は、前段の提案事業でない部分が全てなんです。だから、あまりここで議論してもという感じがあったんです。

○委員（後藤眞琴） ただね、これをつくるに当たっては、教育委員会で今まで話し合ってきたことを踏まえて、これつくってあるんですよ。例えば30人未満学級で、教室は7教室必要だとか。これは、教育委員会で基本的なことですよ。それは、踏まえてやっていますよね。それ以外のことで、今度成澤委員がおっしゃったように、かなり具体的になってきましたので、その具体的な一つ一つの部分、これでいいんだろうかということをみんなでお話しする。

○教育長（大友義孝） 例えば、ちょっと出してもらえますか。例えばはいうことで。

○委員（成澤明子） 前の定例会のときに、要求水準書案をみて、いろいろびっくりしたこととかあってお話ししたのを、今ぼんやりと思い出しているんですけども、やっぱり学びの場というものがすっきり表れるようなものじゃないといけないかなと。

○教育長（大友義孝） 形にするときに、どういうふうな部分に意見を出すかということなんです。

○委員（成澤明子） 手元に要求水準書案の資料がないので、思い出しながら話すのですが、例

えば、高圧のところの土地の利用の仕方とか。あるいは、今全国的になるべく高台に学校を建てるという傾向ありますけれども、美里町のようにそういうところはなかなか土地を得られないというような中で、あそこを決めたわけです。だからできるだけ子供たちが生き生きと学べるような学校にしたいということになると、もっときちんと要求水準書案を見ていきたいと思っています。

○教育長（大友義孝）　ということで、もう少し内容を見ていかなければならないかなということですね。

○委員（成澤明子）　やっぱり手元に要求水準書案があったほうが、いろいろメモしたのとかあるので。

○教育長（大友義孝）　だから、手元にないとちょっと議論がかみ合わないかなと思ったんです。だから、お戻りになったらこれを見て。

○委員（成澤明子）　でも、個々に言っているんでしょうか。

○教育長（大友義孝）　個々にいけば、その後まとまるものもまとまらないんじゃないかと思っているんですが。

○委員（成澤明子）　次回、急ぐんですか、要求水準書の(案)が取れるのは。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　よろしいですか。

まず、5月には公募するということになりますので、要はこの要求水準書案を基に事業費を算出します。それを、基本的にはその前にやらなければならないので、事業費を算出したしまして、導入可能性調査のときにバリュー・フォー・マネー（VFM）というものを出したんですね。それで、PFIでやる方がいいのではないかということになったのですが、今回また再度現時点で事業費を算出しまして、そしてまたバリュー・フォー・マネーをはじくんですね。そして、今回やはりPFI事業でやることで効果が出ると、そう特定されたときに初めて成立するということがありまして、その作業を大体年度末ぐらいまで決めなければならないんです。ということは、もうそろそろこの内容を決めて、事業費を算出するというようなところになってきます。

それで、まず後藤委員のほうから総則の部分で一番大事な部分ということで、最低限の水準を示すものということで、これは性能発注なんですね。「こういうものを造ってください」というものなので、「こういうやり方で、こういうふうにしてくれ」というものではないんですね。「こういうものを造ってくれ」ということなので、事業者からすればここに載っているものは最低限全てやらなければならないというとらえ方をすることなんです。なので、こ

ここに挙げたものは全てやることになるので、それについて全て事業費のほうに入れ込んでいくというようなところがございます。

それで実際にあたり、事務局からの意見ということで事務局でもいろいろ考えまして、例えば環境に配慮した「周りの田んぼとマッチングしたような設備にしてほしい」とか、あと「生徒が活動しやすいような」、あとは「自動車と交錯することがないような動線の計画をしてほしい」とか、いろいろと意見を出してこの中には入れていただいているところがございます。例えば、「グラウンドは可能な限り広く取ってほしい」とか、「駐車場についてもできるだけ多く確保してほしい」とかですね。あとは、もろもろ見ていただくと、細かい部分いろいろ気づくところがあるのかなというところがございます。

それで、事務局といたしましてはこれをよく見ていただいて、「いや、こういう要素が足りないのではないか」とか、「ここはもう少しこうしたらいいのではないか」というようなご意見はお出しただいてよろしいと思いますし、あと先ほどからお話しがあるように教育に関する部分、大分あるんですね。この中で見ていくとありますので、それを見ていただいて教育的な視点から「ここは、もう少しこういうふうな表現になるのではないかと」とか、そういうものがあればお出しただければ、非常にありがたいのではないかとこのように思っているところです。ただ前回もお話したのですけれども、お金に跳ね返るといことになりますと、55億円というような上限がございますので、やはりこれは住民との約束ということになると思いますので、その範囲で考えていくというようなことになりますので、あまり法外なちょっとレベルを上げる、グレードを上げるようなことはなかなか難しいのかなと思っております。

ただ、ここでお出ししているのは案でございますので、これを見ていただいて自由にか、あとはそれをやれる・やれないというのはまた別の話でございますので、それを出していただいて、そして調整すると。私も、この仕事は町長部局の立場でやっておりますので、教育委員会からの意見を聞くということは町長部局でも配慮するということになっておりますので、その辺については言っておきます。

ただ、期間はずっと長く取れないので、できれば次回の定例会ぐらいまで考えておいていただいて、そして1つはそのときにまた再度「いかがですか」という形でやるのか、それとも事前にある程度箇条書きでも結構ですので、見てある程度自分の考えをちょっと箇条書きに書いていただいて、それをまず皆さんにお配りして見ていただいた状態で次回お話ししていただくか。そのあたりをお決めいただいて、よろしければ次回にある程度考えをまとめさせていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（後藤眞琴） 前もって出すこともいいでしょうし、前もって出したものを次回みんなで話し合う。とても丁寧に、12ページの上から⑤ね、「将来の生徒数の変化等を踏まえて、多目的に空間を使用することのできる工夫を検討すること」、これ教育委員会ではほとんどこういうことを話し合っていないですよ。「多目的に空間を使用することのできる工夫」というのは、どういうふうなことがあるのかなど。具体的に「こういうものはこういうふうにしたらいいな」とか、そういうところも教育委員会で話し合っ、それで一応要望すると。

○教育長（大友義孝） 今、後藤委員が言われるようなこともあるし、それから成澤委員が「例えば」という話で言いましたのは、高圧線のやつはずっと話の出てきた部分で、これに網羅されていないと思うんですね。だからさっきのような、「高圧線があるから、その線下の部分についてレイアウトをしっかりと影響のないような範囲で」、まあ影響はないということは分かっているんですけども、「ちゃんと幾らかでもそういったところを外すような施設の使い方をしてほしい」ということも入れるとかですね、そういったことも可能だと思うんですね。ただそれをやるためには、1回全部ずっと読んでもらわないと、自分で考えている部分の意見をここに出してもらわないと、なかなかここで「どうですか」「どうですか」と一つずつ聞くわけにはいかないと思っています。

だから、例えばそれを言われてきたときに、「そうだよね」とみんななった部分は「じゃあ、町長部局のほうでこれ要求水準書に、最低のラインだから入れてくださいよ」というふうな話をする。例えば私が中学校に行ったときに、それを持っていくのかということね。そういうことは、直に言えるわけですよ。だから、それはあくまで1つにできないのではないかなという部分もあるということです。

○委員（後藤眞琴） そうすると、次回までにこれ読んで気がついたものを出して、それをみんなで話し合うと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、そのほうがいいですか。成澤委員。

○委員（成澤明子） 疑問点とか質問であるとか意見であるとかというのを箇条書きみたいにしてお出しして、それについてそれも含めて次回定例会で話し合うということなんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そういう形でどうですかということなんです。

○委員（後藤眞琴） 事前に出していないことも、その場でも出していいということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは全く構わなくて、事

前にほかの委員の方のご意見が分かれば膨らむ部分というか、自分で考える部分も「ああ、これもそうだな」って考える部分もあると思いますので。

ちょっと期日については、いつまでというのを outs させていただきますので。

○教育長（大友義孝） お正月ゆっくり考えていただいて。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。

○教育長（大友義孝） そして意見をまとめていただいて、1月の10日とかちょっと期日は決めさせていただくので、それをいただいて次の定例会かその前にで「こういった意見があります」と委員さんにお知らせをして。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、最初に集めてお配りさせていただいて、見ていただいと。

○教育長（大友義孝） 定例会にまとめると、いかがですかね、そういう段取りで。（「いいですね」の声あり）じゃあ、そのような形にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いたいします。

すみません、追加提案といいますか追加議案に入れさせていただきますして、ありがとうございました。

では、協議事項は以上で終了させていただきます。先生方、もう定時の退庁時間でございますということで、お疲れさまでした。阿部先生は、1つだけ残っていますね。

じゃあ、そういうわけで先生方は。

---

その他

○教育長（大友義孝） では、続けてさせていただきます。その他案件というところには5か件があるんですけども、実は全部で7件ぐらいあるんですけども、一つ一つ整理していきたいと思います。

1つは行事予定ですが、お示しをさせていただいたとおりの行事予定でありますので、お目通しをお願いします。

2つ目の教育委員会委員の研修会でございます。これ課長補佐のほうから、何か、急なんですけれども、お伝えしたいこと。

○課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） そうですね。前回定例会のほうでお話しさ

せていただきまして、ご案内のほうをさせていただいたんですが、その後出欠確認をさせていただきまして、留守委員と大森委員の出席とあと教育長、それから例年でありますと随行する職員、合計4人でということになりました。

○教育長（大友義孝）　じゃあ、行く方法とかそういったことについては、追ってご連絡させていただきます。

では次に、美里町の教育振興基本計画の策定についてですね。これも、教育次長からかな。資料の配付は。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　しました。

すみません、アイデアコンテストのことで、ちょっと。

○教育長（大友義孝）　ああ、その前にそうだね、アイデアコンテスト。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　では、私のほうから。

資料をお配りしておると思うんですけども、「新中学校アイデアコンテスト募集要領」ということで、前回もちょっとお話しをさせていただいたんですが、小中学生にテーマとして「行きたくなる学校・魅力的な学校・理想的な学校」というようなテーマに基づいて、小学校の部・中学校の部ということで、目的といたしましては新中学校を整備するに当たり、子供たちが考えるアイデアを参考とするために行わせていただきたいということでございまして、作品の提出についてはイラスト・作文・あと工作等で形式は問わないということにしておりまして、応募期間につきましては1月12日から2月12日、1か月間というようところで考えております。

それで、入賞ということで各部門ごとに町長賞・議長賞・教育長賞というようところで準備をいたしまして、賞品としてはこちらに記載しているようところを考えているところでございます。作品の審査につきましては、令和3年の2月下旬ということで考えておりまして、受賞者に結果の通知と商品を送付する予定。あとは、受賞作品につきましては広報、ホームページにて公表というようところございまして、表彰につきましては一応3月ということで考えておりますが、これも新型コロナウイルスの関係でございますので、ちょっとそれによって中止になるということもございます。あと作品の取扱いというようところで、ここに書かせていただいているというようところで、こういう形で進めたいということで考えておるというようところでございます。

学校に対しましては、既に生徒たちに「こういうことをやりますよ」ということで募集をかけていると。あとあわせて、保護者の皆様に対してもご意見があればメール・ファクスあとは

持参でも構わないということで、ぜひご提案くださいということでご案内しているというところでございます。

あと今後、先生方のご意見もちょっとお聞きしたいというところもでございます。あとは、広報に子供たち・保護者に対して、こういうことで新中学校に対する要望というか、そういうものを聞く機会を設けるということで、住民の皆様もご提案等々があればぜひお寄せくださいということで、広報でも広くいろいろなご意見を募りたいなというふうに思っているところであります。

それで、その意見につきましては全てを反映できるというわけではないのですが、5月に公募する際の資料として公表させていただきたい。まとめて、それを事業者にご提供して、それを踏まえた提案をいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

まずアイデアコンテストについては、こういうふうな形で行っていくということでございます。ただ、この中でちょっと「記」になかったのが「誰決めるの」ということが、まだ決定事項じゃないので、少し「誰が決めるの」という最後の最後のところを、ここをちゃんとしないと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、それで審査の関係でございますけれども、やはり審査委員会というものを設けてまして審査基準を定めて、あと今のところはちょっとここには書いていないんですが、当然町長部局から総務企画の職員です、あとは副町長は審査委員長に指定したいなというふうに考えておるんですが、あとは議会・教育委員会からも人を選ばせていただきまして、事務局のほうで選ばせていただいて審査体制をこれから早急に考えて、しっかりとした公平な審査を行えるように準備をさせていただきたいなと思います。

○教育長（大友義孝） これから進めるということですね。

○委員（後藤眞琴） それからこの賞ね、せっかくこれに応募してくれるんだから、もうちょっと佳作とかいうのをつくって見たらどうかなって。そうすると、佳作3人入れたら6人になりますよね。佳作の場合は、図書カード2,000円とか3,000円とかね。それぐらいだったら、追加しても町で大丈夫でしょうね。

それから、これ応募するのはどこですか。この学校教育環境整備室でよろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 整備室のほうで。

- 教育長（大友義孝） 佳作の件は、ちょっと考えて。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。私もちょっと考えていなかったです。
- 委員（後藤眞琴） せっかく応募してくれるのでね。
- 教育長（大友義孝） 審査は、教育委員会の委員の中から1人ですね。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。
- 教育長（大友義孝） あとは、議会の議員から1人くらい。町長のほうからは副町長ということで。審査基準というものの決め方なただけけれども、あまりがんがんとがちがちに決めちゃうと、発想も何もなくなってくるんですね。そういったところも、今後、詰めていかなきゃないでしょうね。

よろしいですか。こういったことで、皆さんの提案をいただくということで。

では次に、教育振興基本計画の策定ということで、これも次長。

- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。資料につきましては、本日配付したもので「第2期美里町教育振興基本計画（素案）」というもので、お手元にございますでしょうか。それともう1つ、A3判のちょっと大きいものですね。これと、あとはA4判のものということになりますので、そちらをちょっとご覧いただきたいと思います。座って説明をさせていただきたいと思います。

まずA3判のものなのですが、これは今回総合計画・総合戦略、以前からお話しをしているのでご理解いただいているとは思いますが、その政策・施策・施策の目標ということで、国の教育振興基本計画に基づいて整理をさせていただいているものでございます。国の教育振興基本計画に基づいて、今回事業を組立て直して、それに対する現状と課題、あとは計画する事業の内容ということで整理をさせていただいた。それで、これと全く同じ内容が総合計画に入っているというところでございます。

これをベースに、やはり総合計画・総合戦略と教育振興基本計画が別なものになってしまつて、ちぐはぐになってしまうと大変なことです。それをしっかりとコントロールしていくために教育振興基本計画を、これを踏まえた中で今回まず素案ということでおつくりさせていただいたものでございます。

それで、本日お配りしたばかりですので、これにつきましてはこれを見ていただいて、まだ不十分なものでございますので、いろいろご意見をいただきながらその構成を含めて内容を

全般的に見ていただいて、それで今後作成してまいりたいなど。いずれ、年度内に策定をしなければいけないものですので、3月の会議ではしっかりと決めていくというようなところで進めさせていただくということになると思いますので、本日はまず資料をお配りして、今後協議の議題として進めさせていただきたいというところでございます。

以上です。

○教育長（大友義孝）　じゃあ、今日は資料の配付のみということで、お目通しをしてくださいということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員（後藤眞琴）　ちょっとだけ、質問。

○教育長（大友義孝）　どうぞ。

○委員（後藤眞琴）　この教育振興基本計画は、来年の3月の定例会で決定するというところでよろしいわけですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　4月からは新しい計画でということなので、4月から執行するためには3月の定例会までには全て決めてしまわなければということになると思います。よろしく願いします。

○教育長（大友義孝）　そこで、ちょっとくっついている部分があって、今「総合計画」とか「教育大綱」とか、いろいろなぶら下がりの計画がいっぱいあるわけですよ。これを、「教育振興基本計画」があることによって「美里町の教育」というものを毎年発表します。その中にも今後、反映していかなきゃないということがあるわけなんです。

だから、3月に決めてそれがスタート切ったときに、「美里町の教育」にいきなり反映できるかという、ちょっと不安なところがあるわけです。だから、ちょっと現実的には急いでいるわけですが。それを基に、本来は学校での学校教育問題という部分が本来は定められていくはずなのでありまして、ただもう既に学校のほうは次年度どういうふうな目標立てていくかという部分は、今の総合計画を踏襲した形で考えられているのかなと思います。その辺の整合性は取っていかなきゃないだろうということでございます。まあ、この辺については後からお話ししようかなと思っていたことですが。

ということでございます。すみません、よろしくどうぞお願いします。

では次に、阿部先生のほうから提案が、新型コロナウイルス感染防止の部分との関係で卒業式や3学期の各種行事の関係でありますので、説明をお願いしたいと思います。

○学校教育専門指導員（阿部　毅）　今ありました、保護者宛の教育委員会からのお知らせという部分でございます。

最近の当然大きなまた新型コロナウイルス感染の拡大ということの中で、今後3学期の行事、特に大きな行事としては卒業式等々ですね。あと、町外から人が入ることですね。この部分について、各学校で対応しやすいようにということで、教育委員会から保護者の皆様方に周知したほうがよいということを考えて、お知らせを作成し、今後配布したいと思います。今日はこの内容についてちょっとだけご説明をいたしますが、あとゆっくりとご確認いただいて、大変急ぎで恐縮なんですけど12月28日が仕事納めなんですけれども、その前にもしご意見等あればお寄せいただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

内容につきましては、まず卒業式の対応部分なんですけど、(1)につきましては現在風邪の症状などがあつた場合は登校できないことになっておりますので、この部分と整合性を取つての示し方ということになっております。いろいろと問題は出てくるかなというふうな思いもありますが、そのように表示しております。

(2)(3)につきましてはこれまでと同様の考え方でございますが、特に(3)の※しております在校生の参加につきましては、これは各校ごとの違いとか必要性の問題など、なかなか線引きが難しい部分だなというふうに思っているところなんですけれども。

それから(4)(5)(6)も当然必要なことなんですけれども、マスクについては子供たちについては式中の呼びかけや歌の場面も含むという部分を考えていきたいというふうに思っています。

2つ目の3学期の各種行事の対応のことにつきましては、(1)(2)のように外部の方が多数来られるケースということで、1日入学関連なわけでございます。このことについては、保護者のみとしてよろしいのではないかとこの部分がございました。ただし、括弧書きしております幼稚園の部分も考えなければならないということで、ちょっとここ現在調整中となっておりますけれども、幼稚園は様子を見るために必要なんだという話を聞いておまして、そのところをもう少し煮詰めていかなければなりません。

それから、(3)の修了式については学校裁量の中で十分終業式等も行われておりますので、そこはできるのではないかとこのふうに考えております。

今後この内容については、小中学校になっていきますが幼稚園のほうにも同様にというふうな視点も既にありますので、内容をそのように整理しまして、ご意見いただいた部分を調整させていただいて、1月初めの園長会、それから校長会で説明の上、整理して配布したいなというふうに考えておりますので、忙しいところ大変申し訳ございませんがご意見をよろしくお願したいと思つています。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今、案として3学期の各種行事の対応と卒業式の部分について、案をお示しさせていただいたところでございます。この件について、28日までご意見があればお寄せいただきたいということなのですが、ここでこの場ですぐ出るような意見があれば、お伺いしていいのかなと思います。

○委員（後藤眞琴） 今これ見ていて、1つだけ気がついて、「記」というところの1の（2）の「2週間いないに感染状況が拡大している地域」とあるんですけども、これ感染状況が拡大している地域っていうのはどういうふうに判断したらよろしいわけですか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） レベル2以上とかですかね。そのあたりも、ちょっと。

○教育長（大友義孝） これは、注釈要るんじゃないかな。

○委員（後藤眞琴） 書いておいたほうが。

あとは、これから読ませていただいて。

○教育長（大友義孝） よろしいですか、今のところは。じゃあ、後でご意見頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、先ほどの要求水準書のところでお話する予定だったんですが、こういう資料「美里町新中学校整備等事業（仮称）に関する質問回答一覧」、これは実施方針に対しての質問に対する回答ということで、これは23日にホームページ上に公開しているものでございます。

これは、業者には伏せておるのですが、実施方針のどの項目にどういう内容で質問いただいたかというものをまとめたものでございまして、大分専門用語がいろいろ入ってきておりまして分かりづらい部分もあるのですが、これは事業者向けに回答を出している。事業者からの質問に対して、こちらの考えを回答として出しているものですので、参考までにご覧いただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ホームページの内容の説明のとおりということですね。これ、ちなみに個人からいただいた質問なんかはないでしょうね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ないです。

○教育長（大友義孝） 業者さんだね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは、全て企業からいた

だいた質問です。

○委員（後藤眞琴） 業者からですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 企業からですね。

○委員（後藤眞琴） 住民じゃなくて。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 企業向けにお出しして、企業からいただいたものに対して回答ということです。一般はございません。

○教育長（大友義孝） 参加したい業者さんということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今回は、メインとして参加を考えている企業を中心ということ、ご質問いただいているというところです。

○教育長（大友義孝） そういうことでございますので、一通りお目通しをお願いいたします。

では最後に1月、新年を迎えてからの1月の定例会の開催日でございます。来年ですと、1月25日が月曜日ということなんです、28日木曜日、29日金曜日なんです、このどちらかでできればなというふうに思っておりますが、いかがですか。今日は木曜日だったんですが。27日、28日でしたら。

○委員（大森真智子） どっちでも私は。

○教育長（大友義孝） 後藤委員さん、成澤委員さんは、どちらが。

○委員（成澤明子） いいです、どっちでも。

○委員（後藤眞琴） 28日。

○教育長（大友義孝） 28日木曜日。

○委員（後藤眞琴） ちょっと、今12月を見ていた。1月でした、ごめんなさい。28日木曜日ね、はい。

○教育長（大友義孝） いいですか。じゃあ、28日午後1時30分から、場所はここということにさせていただきたいと思います。

本当は忘年会・新年会というところなんだろうけれども、一番冒頭に申しあげましたように自粛するということでございますので、最初は少人数でもやむを得ないというところだったんですが、この状況でするので自粛していきたいというふうに思います。

以上で、議事日程全て終えたわけでございますが、何かないでしょうか。特になければ、閉めさせていただきたいと思います。

以上で本日の日程は全部修了いたしました。これをもって、令和2年12月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 5 時 0 3 分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年1月28日

署名委員

---

署名委員

---